

公衆衛生獣医師が 検査した食肉を、世界へ。

健康・生活衛生局
食品監視安全課
輸出先国規制対策室長
小西 豊
KONISHI Yutaka

平成15年入省。入省2年目に米国でのBSE発生に係る対応を経験。本省では主に食品監視安全課で食肉の国内監視、輸出入の安全確保対策を担当。農林水産省、環境省、在カナダ日本大使館への出向等を経て令和5年より現職。



政府が一体となって進めている、日本が誇る高品質の農林水産物・食品の輸出拡大に、安全性確保の観点から取り組んでいます。厚生労働省では、自治体の公衆衛生獣医師が厳格に検査している食肉と、輸出先国政府から厚生労働省による衛生管理を求められた水産物を担当しており、事業者・自治体・農林水産省等の関係者と連携・協力しながら、輸出が増

え、滞ることのないよう日々対応しています。輸出は手続に関する議論も重要ですが、獣医師として、科学的根拠に基づく合理的な判断・主張をすることを心がけています。輸出先国政府の査察官をお迎えし、日本の衛生管理体制について理解を深めてもらうということも重要な業務のひとつであり、国際的な感覚も求められます。

印象に残っている仕事・人・できごと

国内の食肉衛生を担当していた時に、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」の策定に関与できたことが印象に残っています。野生鳥獣による農作物被害が深刻化し、駆除後の有効活用が叫ばれる中で、ガイドラインの策定は急務でした。検討会を立ち上げ、様々な分野の方からいただいたご意見を取りまとめる作業は困難を極めましたが、完成したガイドラインは、改良を重ね今も活用されています。



食の安全を守り、 国民の健康を保護する

健康・生活衛生局
食品監視安全課
課長補佐
蟹江 亜希子
KANIE Akiko

平成13年入省。横浜検疫所にて1年弱配属後、監視安全課にて国内及び輸入牛のBSE対策等に携わり獣医衛生を担当。その後、東京検疫所で15年、横浜検疫所で3年と長期にわたり輸入食品監視や相談業務に携わり、令和4年より現職。

食品監視安全課は、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導、食品衛生に関する取締り等の食品監視行政を担っています。厚生労働省は食品に関するリスク管理を行う政府機関であり、取締りだけではなく、広域的な食中毒事案においては早期の情報の取りまとめ及び関係都道府県等への情報提供といった調整のほか、行政と消費者、

食品事業者などの関係者が相互に情報の共有や意見の交換を行うリスクコミュニケーションも行っています。とくに食肉や乳等の安全に関わる業務において獣医系技官が活躍しています。と畜場や食鳥処理場における衛生管理の向上や、食肉に起因する食中毒を防止するための施策について取り組んでいます。

印象に残っている仕事・人・できごと

国内でBSEが発生したため全頭検査を実施し、スクリーニング検査陽性牛が確認されるたび専門家会議を開催し、その後に米国でのBSE発生を受けて対策を講じ、毎日がお祭り騒ぎのように忙しかった当時を今では懐かしく思い出されます。國の大事件に関わることができたことを誇りに思います。

感染症対策課

ワンヘルス・アプローチによる 感染症対策の実践に向けて

健康・生活衛生局
感染症対策部
感染症対策課 係長

川村 卓史
KAWAMURA Takashi

平成30年入省。横浜検疫所食品監視課を経て、医薬・生活衛生局食品基準審査課にて乳肉水産食品を担当。その後、福岡県へ2年間出向し、食肉衛生検査所にてと畜検査業務、本庁生活衛生課にて食品衛生、食品表示業務を担当。令和4年より現職。



COVID-19の流行もふまえ、改めて動物由来感染症への対策の重要性が指摘されています。近年は、国際的な人や動物の往来、気候変動による野生動物やベクターの生息域の変化などにより、世界の様々な地域で新興感染症の報告が増加しており、その多くは動物由来感染症とされています。感染症対策課では、国内外で報告される様々な感染症について、国

立感染症研究所のほか農林水産省、環境省などの関係省庁、自治体と連携して、積極的な情報収集を行うとともに、国内発生時の対応を行っています。また、動物由来感染症対策では人・動物・環境の関係者による分野横断的な対応が重要であり、自治体等におけるワンヘルス・アプローチの取組を推進するための支援を行っています。

印象に残っている仕事・人・できごと

海外で毎年5万人以上の方が亡くなっている狂犬病について、万が一国内で発生した際に最前線で対応する自治体担当者を対象に、検査等を含めた研修を国立感染症研究所と共に実施しました。いつくるか分からない感染症危機への備えの重要性を改めて感じることができました。

食品基準審査課

※令和6年4月より、食品基準審査課は厚生労働省から消費者庁食品衛生基準審査課に移管されました。



食品用の器具・容器包装の ポジティブリスト制度

健康・生活衛生局
食品基準審査課 課長補佐

今西 保
IMANISHI Tamotsu

平成16年入省。基準審査課（現食品基準審査課）で農薬等のポジティブリスト等を担当。その後、監視安全課乳肉安全係を経て、内閣府食品安全委員会事務局評価第2課を担当。令和2年より現職。

食品衛生法では、食品、添加物以外に、食品用の器具・容器包装、乳幼児用のおもちゃ、洗浄剤についても規制対象としています。食品基準審査課では、食品のうち、乳、乳製品、畜産物、水産物の担当ライン、器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤の担当ラインの2つのラインを担当しております。現在は、平成30年の食品衛生法改正で新たに導入されたポジ

ティブルリスト制度（安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする仕組）に関することが主な業務となっております。新たな制度を円滑に運用するためには、日頃より、関係業界団体の方々や専門家と意見交換を行い、一つ一つの施策に対して影響の大きさを探りながら進めております。

印象に残っている仕事・人・できごと

監視安全課乳肉安全係の時、平成25年のBSE対策の見直しでは、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえて、米国産牛の輸入できる対象を20か月齢以下から30か月齢以下に引き上げを行いました。この見直し以降、米国産牛肉の輸入が増え、多くの店で米国産牛肉を見ることになりました。